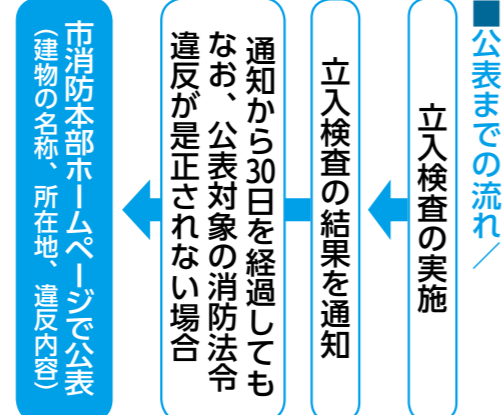




- 公表対象となる建物
  - 飲食店、百貨店、ホテルなどの不特定多数の方が利用する建物
  - 病院、社会福祉施設(特別養護老人ホームや障害児入所施設など)、幼稚園などの一入で避難することが困難な方が利用する建物
- 公表対象の違反内容
  - 屋内消火栓設備の未設置
  - スプリンクラー設備の未設置
  - 自動火災報知設備の未設置

建物関係者の皆さんへ  
建物の用途を変更する場合や、建物の増改築隣接建物との接続を含む)を行う場合には、新たに消防用設備等が必要になることがあります。  
また、法令改正で新たに消防用設備等が該当になる場合、経過措置期間(猶予期間)を経過すると消防法令違反になりますので、ご注意ください。



平成29年10月1日から、消防機関が立入検査で防火対象物に重大な消防法令違反を確認した場合、違反内容などを市ホームページで公表する制度が始まります。建物の危険性を利用者自らが入り、利用する際の選択・判断ができるように情報を公開します。

■ 問 / 予防課 ☎534-9103

平成29年10月1日から  
**消防法令違反対象物の公表制度が始まります**

福島市 消防 公表制度 [検索](#)



住宅用火災警報器を設置した際に記入した設置年月や本体に記載されている製造年月を確認しましょう。10年経っている住宅用火災警報器は、電池切れや故障などで正常に作動しなくなる場合があります。10年を目安に交換をお勧めしています。

■ 設置場所  
住宅用火災警報器の煙感知器を①全ての寝室、②寝室が2・3階にある場合には階段の天井※台所や居間への設置も推奨しています(煙・熱感知器のいずれか)。

■ 設置時期を調べましょう

■ 住宅用火災警報器の作動確認方法

ピピ、ピーピーピー  
ピーピーピー 火事です

ボタンを押したり、ひもを引いたりして、アラーム音が鳴れば正常です。反応しない場合は、電池切れが故障の可能性があります。

定期的に住宅用火災警報器の作動確認をしましょう！  
設置後、10年経っていないと電池切れや故障で正常に作動しなくなる恐れがあります。火災時の逃げ遅れにつながります。定期的に確認しましょう。

煙や熱を感知し、アラーム音などで知らせる住宅用火災警報器。平成18年に新築住宅への設置が義務付けられ10年が経ちました。住宅用火災警報器本体や電池の寿命は10年程度のもので多く、火災時に正常に作動しなくなる恐れがあります。本体の交換や定期的な作動確認し、ご自身やご家族の大切な命と財産を守りましょう。

■ 問 / 予防課 ☎534-9103

交換の目安は10年！  
**住宅用火災警報器**



便利 簡単 安心 **コンビニで住民票などの証明書が取得できます!** 1月11日(水)開始!

1月11日(水)から、マイナンバーカードを利用して、福島市の住民票や税証明書、戸籍証明書などが全国のコンビニエンスストア(以下コンビニ)などで取得できるようになります。最寄りのコンビニなどで、休日や夜間など市役所が閉庁している時間帯でも、簡単に証明書が取得できる便利なサービスです。ぜひご利用ください。

福島市 コンビニ交付 [検索](#)



ご利用可能時間  
**午前6時30分～午後11時**  
※年末年始(12月29日～1月3日)、システム休止日を除く。

ご利用可能な店舗

- ・セブンイレブン ・ファミリーマート
- ・ローソン ・サークルKサンクス
- ・ミニストップ(順次開始予定)

※マルチコピー機を設置していない店舗は利用できません。

ご利用時に必要なもの

利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカード  
※カード取得時に設定した利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)が必要です。  
※住民基本台帳カード・通知カードでは証明書は取得できません。

■ 問 / ● コンビニ交付サービス  
住民票、印鑑登録証明書、戸籍証明書について  
市民課 ☎573-1020  
所得証明書、所得・課税証明書について  
市民税課 ☎525-3713  
● マイナンバーカード・マイナンバー制度  
マイナンバー総合フリーダイヤル  
☎0120-95-0178

【取得できる証明書】

証明書の種類	手数料
①住民票の写し(現在のもの)	300円
②印鑑登録証明書	300円
③所得証明書(現年度を含め5カ年度分)	300円
④所得・課税証明書(現年度を含め5カ年度分)	300円
⑤戸籍全部(個人)事項証明書(現在のもの)	450円
⑥戸籍の附票の写し(現在のもの)	300円

※①～④は、サービス利用時に福島市に住民登録がある方のみ利用できます。  
※③④は、賦課期日(1月1日)に市外に住民登録があった方や未申告の方は利用できません。  
※⑤⑥は、本籍地が福島市であれば、市外に住民登録がある方でも取得できます。事前にコンビニのマルチコピー機か、ICカードリーダーが接続されたパソコンからインターネットを経由して利用登録申請(初回のみ)が必要です。申請から3開庁日以降にコンビニで取得できます。  
※条例に基づき、手数料が無料となる方は、市民課または各支所・出張所、東口・西口行政サービスコーナーなどの窓口で証明書を取得してください(コンビニで証明書交付の場合は手数料がかかります)。

マルチコピー機の操作方法を動画でご覧になれます!

[コンビニ交付 動画](#) [検索](#)